

臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明

本年6月18日、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(以下「本法案」という。)が提出され、その後、衆議院法務委員会に付託されて、閉会中審査となっている。

本法案は、「再審制度によって冤(えん)罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする」という観点から、①再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避、④再審請求審における手続規定を定めるものである。これは、当会がこれまで求めてきた再審法改正の内容と軌を一にするものであって、高く評価できる。

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟(再審法改正議連)」は、昨年3月に発足して以降、全国会議員の半数を超える議員の参加を得て、えん罪被害者、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会等からのヒアリングを実施し、それを踏まえて改正項目や条文案を検討するなど、精力的な活動を重ねてきたものであり、今般、それが本法案として結実したものである。当会は、再審法改正議連をはじめとする関係各位のこの間の尽力に深く敬意を表する。

一方で、再審法改正について、検察官と密接な関係を有する法務省が事務局を務める法制審議会が主導的な役割を担うことについて、まず、強い懸念を表明せざるを得ない。

再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。そして、上記4項目は、数多くある論点の中でも、えん罪被害者の速やかな救済を実現する上で根幹をなすものであるから、これらの点については、早急に法改正がなされるべきである。

しかしながら、この間の法制審議会での審議では、静岡4人強盗殺人・放火事件(いわゆる「袴田事件」)や福井女子中学生殺人事件などの著名えん罪事件を通じて

明らかになった再審法の不備を指摘して法改正を求める意見がある一方で、再審手続における証拠開示の範囲を新証拠及びそれに基づく主張に関連する限度にとどめようとする意見や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することに消極的な意見も見受けられるところであり、これを受けて、事務局を務める法務省が原案を取りまとめる形で、上記４項目の改正に関する是非を含む全１４項目に及ぶ論点が提示されている。法制審議会での早期の取りまとめを目指すとしても、その法案化までには相当な期間を要することは明らかで、改正が速やかに進むめどは立っていないと言わざるを得ない。

当会管内においては、北海道北見市郊外で１９５０年（昭和２５年）に起きた強盗殺人事件につき、事件と何ら関係のない梅田義光氏が主犯の男の虚偽供述によってえん罪に巻き込まれた「梅田事件」が発生している。１９５２年（昭和２７年）に逮捕された梅田氏は、当時の北見市警察署にて、刑事に殴る・蹴るの拷問をされ、その苦痛に耐えかねて虚偽の犯行自白に追い込まれた。その後、裁判で否認したものの、１９５７年（昭和３２年）に無期懲役の有罪判決が確定した。梅田氏が網走刑務所に服役中の１９６２年（昭和３７年）に行った第１次再審請求は棄却されたが、仮釈放後の１９７９年（昭和５４年）に行った第２次再審請求が認められ、１９８６年（昭和６１年）に再審無罪判決が確定した。

この「梅田事件」においても、再審請求審で新たに開示された多数の証拠が再審開始決定やその後の無罪の判断に影響を与えている。

また、「梅田事件」では第２次再審請求から再審開始決定までに約３年かかり、これに対して検察官が即時抗告を申し立てたため、同決定の確定までさらに２年以上待つことを余儀なくされた。結局、梅田義光氏が再審公判において無罪を勝ち取るまでに、逮捕時から３４年、第１次再審請求時から２４年弱もの時間を要した。再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止が制度として具体化されていれば、第１次再審請求で再審開始決定が出され、早期に無罪判決が出された可能性もあり、えん罪の被害救済手続がこれ

ほどまで長期化しなかったことは明らかである。

「梅田事件」や上記えん罪事件を含めた幾多の再審無罪事件の痛切な経験を二度と繰り返すことなく、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済を図り、基本的人権を全うするためには、本法案の内容を後退させることなく再審法を改正することが必要不可欠である。世論の再審法改正の機運が高まっている今こそ、この再審法改正は一刻も早く実現させるべきである。そのためには、国会が速やかにあるべき再審法改正の方向性を示すことが重要であり、「国の唯一の立法機関」としての責務である。そして、法制審議会では、その方向性に沿って、残された論点も含めて審議を尽くす役割を担うべきである。

よって、当会は、国会に対し、速やかに本法案の審議を進め、今秋にも予定されている臨時国会において本法案を可決・成立させることを求める。また、法制審議会に対し、本法案の定める4項目を前提に、さらにそれに補完する方向での審議を速やかに進めることを求める。

2025年（令和7年）10月1日

釧路弁護士会

会長 簗島 弘幸